

令和3年度 入学者選抜（Ⅱ）要項

全 日 制 課 程

広島県立賀茂高等学校

〒739-0043 広島県東広島市西条西本町16番22号
電話 (082) 423-2559(代) FAX (082) 422-2792
<http://www.kamo-h.hiroshima-c.ed.jp>

1 選抜の趣旨

選抜は、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところにより実施する。

2 学科及び通学区域

- (1) 学 科
普通科 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を行う。
- (2) 通学区域
広島県一円

3 募集定員

入学定員240人から選抜（Ⅰ）に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数

4 出願資格（一般入試）

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業したもの
- (2) 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和3年3月に学校教育法施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

5 出願期間及び出願手続等

(1) 出願期間

- ① 入学願書 令和3年2月15日(月)から2月18日(木)正午まで
出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月17日(水)までに必着するよう提出すること。
- ② 入学者選抜願 令和3年2月19日(金)から2月24日(水)正午まで
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月22日(月)までに必着するよう提出すること。
- ③ 調査書等 令和3年2月19日(金)から2月25日(木)正午まで
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2月24日(水)までに必着するよう提出すること。

なお、①から③のいずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(2) 出願手続

- ① 志願者は、次の書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、次の書類等及び卒業証明書を、所定の期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。
 - ア 入学願書（様式第1号）
 - イ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

ウ 入学者選抜料 (2,200円)

エ 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履習しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

- (a) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願 (様式第4号) を令和2年12月1日 (火) までに県教育委員会に提出し許可を得る。
- (b) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願 (様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和3年1月8日 (金) までに県教育委員会に提出し許可を得る。
- (c) (a)及び (b) 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願 (様式第4号) を入学者選抜願に添付する。

オ 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書 (様式第18号) を本人が記入し、入学者選抜願とともに、(1)の②の期間内に提出することができる。

カ 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。

② 出身中学校長は次の書類等を、所定の期間内に本校校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、エ及びオの書類は提出しなくてよい。

ア 入学願書 (様式第1号) 及び志願者名簿 (様式第13号) 2部

イ 入学者選抜願 (様式第2号) 及び受検票 (様式第3号)

※入学者選抜願には、入学者選抜料 (2,200円) 納付の際に受け取る「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの) を貼ること。

ウ 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書 (様式第8号)

エ 第3学年の全学級の評定 (成績評点) 一覧表 (様式第10号) 1部

オ 評定 (成績評点) 集計表 (様式第12号) 1部

※ 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜との併願もできない。

③ 志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに本校校長に提出する。

④ 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容をすべて含む場合に限り、出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(3) 志願変更手続

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科 (普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。) の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科 (普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。) に再び出願することはできない。

また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。

中学校卒業後5年を超える者については、次の②の手続は出身中学校長を経由せずに行うこととする。

① 期間 次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

令和3年2月19日 (金) から2月24日 (水) 正午まで

郵便による取下げ (高等学校からの返却) 及び再提出はできない。

② 手続 志願変更を希望する者は、志願変更願 (様式第19号) に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書の高等学校名等変更すべき箇所を訂正 (朱書) し、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

6 一般学力検査等の実施期日及び場所

(1) 検査場所 本校

(2) 実施期日、教科及び時間割 (両日とも8時40分までに掲示により指示された検査場の指定の席に着くこと。)

3月8日 (月)			3月9日 (火)		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	8:40	点呼・注意		8:40	点呼・注意
第1時限	9:30~10:20	国 語	第1時限	9:00~ 9:50	理 科
第2時限	10:40~11:30	社 会	第2時限	10:10~11:00	英 語
第3時限	11:50~12:40	数 学			

(3) 中学校過年度卒業の志願者については、選抜のための個人面接を3月9日(火)11時20分から行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防のために、次の各点に留意する。

- ① 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努める。
- ② 入学者選抜当日は、両日ともマスクを持参し、検査中を含めて必ずマスクを着用する。
- ③ 入学者選抜当日の朝は、両日とも必ず検温する。37.5℃以上の発熱があった場合は、当日、出身中学校又は志願先高等学校に申し出る。

7 合格者の決定等

(1) 合格者の決定

- ① 出身中学校長から提出された調査書と一般学力検査の結果によって、総合的に判断して決定する。
- ② 一般学力検査を重視した選抜を入学定員の20%について行う。比率は、一般学力検査対調査書を7対3とする。

(2) 合格者の発表

合格者の発表は、次の①及び②のとおりに行う。

- ① 3月16日(火)13時30分に、出身中学校長を経由して、合格者本人に合格の通知をする。電話での問い合わせには応じられない。

当日、合格者には、受検票と引き換えに合格通知書を手渡す。

- ② 本校のホームページに掲載する。(http://www.kamo-h.hiroshima-c.ed.jp)

掲載期間は3月16日(火)14時から3月17日(水)16時までとする。

(3) 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、中学校長（本校から中学校長へ3月17日(水)14時までに連絡）を経由して受検者本人に連絡する。

(4) 請書又は辞退届の提出

合格者は、3月17日(水)正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(Ⅱ)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

(1) 手続

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に示す必要な手続を令和3年3月10日(水)正午までに行うこと。

(2) 選抜

- ① 検査方法 小論文及び面接
- ② 実施期日 令和3年3月12日(金)
- ③ 検査場所 本校
- ④ 検査時間割（8時35分までに、本校内の掲示により指示された検査場の指定の席に着くこと。）

時 限	時 刻	検査等
	8:40	点呼・注意
第1時限	9:00～10:00	小論文
第2時限	10:20～	面接

- ⑤ 携行品 (a) 追検査受検承認通知書
(b) 選抜(Ⅱ)における携行品

(3) 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

9 やむを得ない事由のうち、新型コロナウイルス感染症による欠席者の取扱い

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染症の濃厚接触者に特定された場合又は生徒が感染症の濃厚接触者に特定された等で、出席停止等の措置により、選抜(Ⅱ)等を欠席した者(当該出席停止等の期間が選抜(Ⅱ)等を含むこと)は、前記8の追検査を受検することができる。

出席停止等の措置により、3月12日の追検査を受検できない者は、3月23日(火)に追検査を実施する。検査方法等は別に定める。

10 その他

(1) 検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器のついたもの、三角定規は不可)、筆入れ、時計(計算機能又は英和英機能付きのもの等は不可)のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等、持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

(2) 合格した者のうち入学を希望する者は、3月16日(火)13時30分～16時30分又は3月17日(水)9時～12時の間に入学請書及び芸術科目希望調査票を提出すること。なお、この書類を提出した日に、校内で制服及び体操服の採寸を行う。また、3月25日(木)に入学予定者登校日を設けるので保護者同伴で必ず出席すること。

11 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

入学定員は2名以内とする。なお、出願資格・出願手続及び入学者選抜等については、令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項によるものとする。ただし、やむを得ない事由による欠席者の取扱いについては「8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い」とおりとする。

12 選抜(Ⅲ)(二次募集)

選抜(Ⅲ)の実施の有無については、3月18日(木)10時に校内に掲示する。

なお、実施する場合には、令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に従って実施する。

13 選抜(Ⅱ)の結果に係る簡易開示

(1) 開示内容

- ① 一般学力検査における各教科の得点及び合計
- ② 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

選抜(Ⅱ)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

(3) 本人等であることの確認

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項96ページに示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 開示期間

令和3年3月24日(水)から4月23日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)

(5) 開示場所・時間

本校(受付窓口は事務室)、9時～12時及び12時45分～16時

(6) 開示手続

請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、口頭で開示の請求をする。

14 受付・問合せについて

受付時間は9時から16時までとする。(ただし、12時から12時45分までを除く。)

土・日曜日及び祝日は入学者選抜に関する問合せや受付等の業務には応じない。